

令和5年度法人本部事業計画書

(1) 現状と課題

1 現状と課題

特別養護老人ホームは、心身機能が安定期に入った高齢者を家庭の代替として見守る機能を持ち、入居者は家族の一員としての存在で、大多数の方の終の棲家となっている云っても良い。

一方、ショートステイやデイサービス、居宅介護支援事業所等は、住み慣れた在宅での生活を続けている地域高齢者のための在宅介護支援体制の一翼を担う役割がある。

これらの福祉サービスはCOVID-19下において、特養では社会的厳戒態勢のなか、入所にあたってのハードルが高まり、また、入所後は外出制限や面会制限を課されるなど社会性を維持することが困難で不自由な存在に陥ったと云っても良い。

在宅介護支援サービスについても同様に、集団活動への参加に躊躇、またクラスターの発生によって予期せぬ休止が発生することがあって制約を受けながらの利用となった。

過去3年間の稼働率から見ると、特養においてはいずみご利用者の移動による回復が令和4年6月から顕著な数字となって表れたが、社会的な感染率の高まりやクラスターの発生によって12月から1月にかけて利用者数が激減した。また、重度要介護者が顕著な中、利用者の死亡と新入所者の再入院が増加しており、入所者の確保と共に、入院の抑制とベッド回転率の確保が必要とされている。

通所1課については、職員の精励により過去3年間とも利用者数に変化はない。通所2課と居宅介護支援事業所、訪問看護については、職員退職後の補充に困難な状況が続いている兆しあり、昨年に比して2割～3割程度の減少となっている。特に訪問看護については、最少基準人員で運営せざるを得ず、累積赤字が続く困難な状況となっている。

組織運営の観点からすると、感染抑制・防止のため、リアル会議の機会を無くしてWEB上、もしくは文書による意思疎通を中心にせざるを得なくなり、組織的コミュニケーション不足に陥っていることは否めない。また、社会との接触が制限されることで、外部からのけん制機能が働かず、介護や看護の質の維持・向上が喫緊の課題である。

直面する課題

- 1) 施設内感染の発生予防
- 2) 人員体制の維持と確保
- 3) 組織内体制のリカバリーと刷新

(2) 基本方針

- 1) COVID-19 対策を中心に感染対策を徹底する。
- 2) 人員確保対策として、処遇の改善を多方面に行ってきましたが、もう一段の政策が必要とされる。特に、介護支援専門員と看護師の確保が喫緊の課題である。
- 3) 各種会議や研修会を再開し、意思疎通と提供サービスの質を上げる工夫が必要である。特に認知症高齢者が顕著に増えている現状を踏まえ、認知症ケアの充実を図る

(3) 基本理念～3つの視点

1) 創設理念

「肉親をおもうこころをそのままに永遠に捧げん情和の園に」

2) 経営理念

- 1 全てのことに対する魂をこめた対応
- 2 規律と統制のとれた対応
- 3 厳正を旨とした姿勢
- 4 無限の精進
- 5 慈愛のこころ

3) 令和5年度運営理念

[ありのままに尽くすこころで]

まごころに
笑顔をそえて
手を添えて

(4) 令和5年度重点方針

- 1) COVID-19 をにらみ、感染症対策再教育の機会を定期的につくる。リアル研修会が望ましい。
- 2) 養成校等を巡回し、人員確保に努めるなど、職員採用対策を徹底する。
- 3) 既存会議の洗い直しと能力・スキル向上のための研修会参加率を高める。認知症研修等についてWEB研修の活用を進める。これらによって、地域における事業所の評判を上げ、各専門職のやりがいにつなげ、モチベーションの向上と更なるレベルアップの追求という好循環につなげていく。
- 4) ICTについて、Wi-Fiを活用したタブレットと関連機器は、令和4年度で全事業所に導入が終了した。最先端の見守りセンサー付き介護ベッドは令和4年度に半数以上の52台を特養並びにショートステイへ入れ替え導入できた。今年度以降も継続して更新を進める計画である。これらの最新機器を十分に活用し、業務の効率化と生産性の向上、職員の負担軽減を図っていく。

(5) 理事会並びに評議員会の開催予定

愛泉会の経営主体たる理事会及び評議員会について、事業を計画的に推進し、よって民間社会福祉事業としての先駆性・独自性を發揮し、公平・公正な法人運営がなされるよう下記の予定を以て会議を開催する。但し、必要な場合は隨時開催する。

- 1) 令和5年 5月 決算理事会（決算報告等）
- 2) " 6月 決算評議員会（決算報告・次期理事、監事の選任等）
- 3) " 6月 理事会（理事長の選定等）
- 4) " 9月 補正理事会
- 5) " 12月 補正理事会・評議員会
- 6) 令和6年 3月 予算理事会・評議員会

(6) 監事監査の実施予定

関係法に準拠した事業運営を行うため法人機能を検証し、かつ地域ニーズを踏まえたサービス提供を確固とするため、次の通り監事による監査を実施する。

令和5年5月 決算監査

(7) 各事業所、及び委員会の事業計画書

別紙の通り。